

佐賀市 キャッシュレス決済普及事業費補助制度 の概要

キャッシュレス決済に必要な**決済端末、付属機器等の導入**経費の一部を**補助**します！
 (令和2年4月1日以降にキャッシュレス決済の加盟店契約を行う場合に限りです。)

補助対象要件	<p>➤ 補助対象者の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業者または小規模企業者であること。 ● 市税の滞納がないこと。 <p>➤ 補助対象店舗等の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 佐賀市内に所在し、事業を営んでいること。 ● 次の対象業種のいずれかに該当すること。 【小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、道路旅客運送業】 ● Googleマイビジネスのオーナー登録を行っていること。 ● 市内事業者から見積書等を徴取すること。(市長が認める場合を除く。) ● 政治または宗教を目的とするものでないこと。 ● 暴力団または暴力団員が関与する事業、風俗営業等でないこと。 								
補助対象経費	<p>➤ キャッシュレス決済の導入に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 備品購入費(決済端末、付属機器、情報通信機器 等) <p>※ 1 決済端末につき、同一機能を有する機器等は1つです。</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【例】</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">決済端末</td> <td style="width: 25%;">タブレット等</td> <td style="width: 25%;">レシート発行用プリンター</td> <td style="width: 25%;">Wi-fiルーター</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </div> <ul style="list-style-type: none"> ● 工事費(インターネット接続工事費 等) ● 手数料(登録手数料、工事手数料 等) <p>☞ 注意！ 次の経費は補助金の対象となりません！</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 消費税額・地方消費税額 ● リース料・レンタル料 ● 市外の事業者に発注等をしたもの(ただし、市長が認める場合を除く。) ● 国または県の補助を受けるもの ● 割賦支払(分割払)によるもの 	決済端末	タブレット等	レシート発行用プリンター	Wi-fiルーター				
決済端末	タブレット等	レシート発行用プリンター	Wi-fiルーター						
									
補助率・ 補助上限額	<p>➤ 補助対象経費の4 / 5以内</p> <p>➤ 1店舗等につき7万円 (1事業者につき28万円 ※道路旅客運送業は50万円)</p>								

令和2年4月20日(月) から申請受付を開始します！

- ☞ 受付は先着順とします。
- ☞ 予算額に達し次第、受付を終了します。

★申請に必要な書類

- | | |
|----------------|---------------------------|
| ○ 交付申請書 【様式あり】 | ○ 経費の内訳が分かるもの(見積書等) |
| ○ 事業概要書 【様式あり】 | ○ 市税の完納証明書 |
| ○ 経費の内訳 【様式あり】 | ○ 見積りに係る理由書 【様式あり】 ※対象者のみ |
| ○ 誓約書 【様式あり】 | ○ その他参考となる資料 |

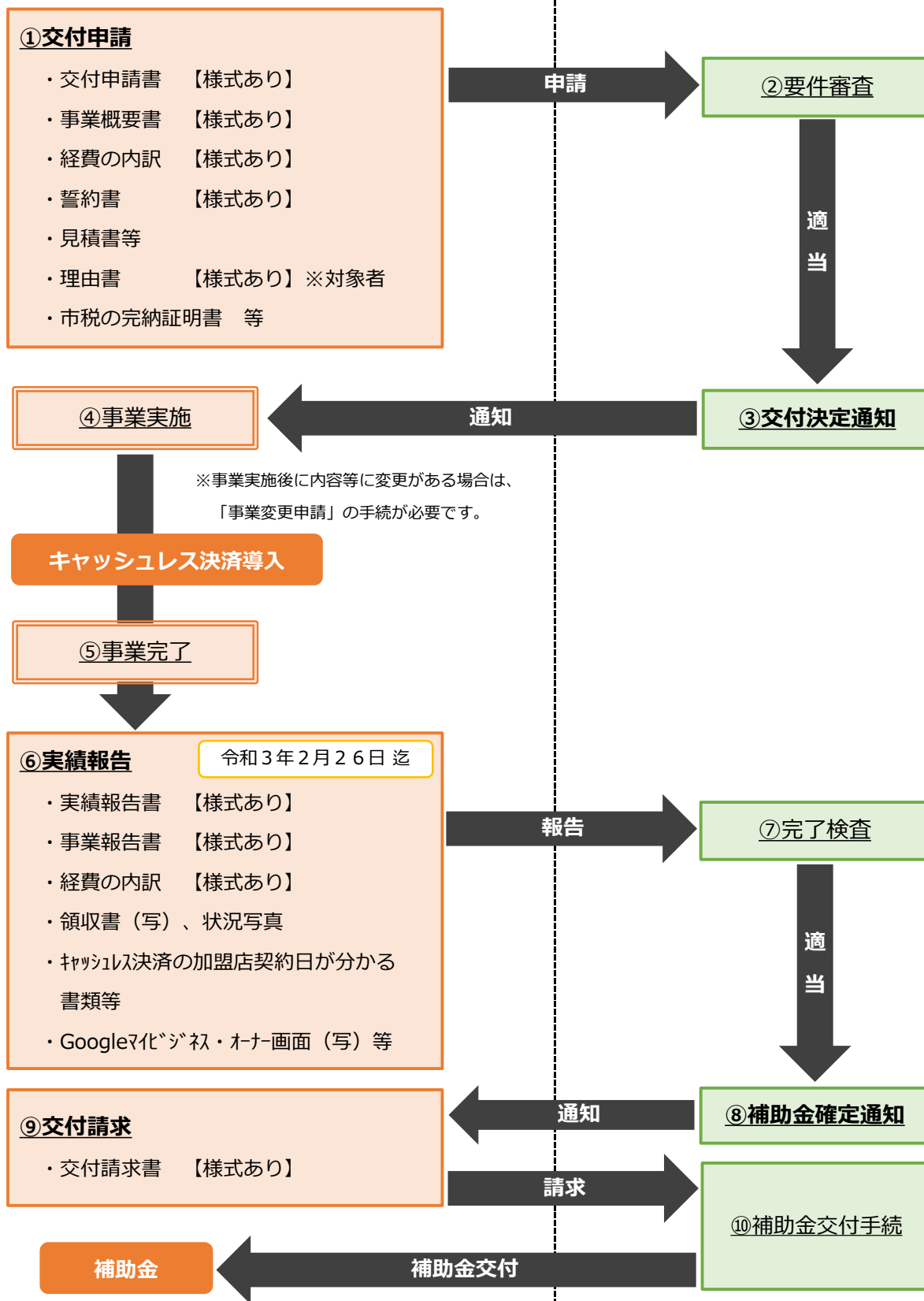
※ その他の手続や提出書類は、裏面をご確認ください。

問い合わせ先

佐賀市 商業振興課 商業振興係 ☎0952-40-7100 Fax0952-26-6244 ✉shogyo@city.saga.lg.jp

申請者の手続

佐賀市の対応



この補助制度の確認や各種様式のダウンロードは、佐賀市ホームページからお願いします。

『佐賀市キャッシュレス決済普及事業費補助制度について』

佐賀市 キャッシュレス 補助

検索

